

総務経済常任委員会報告書

令和6年3月6日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会
委員長 稲 垣 明 美

記

1 事件名

議案第17号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について

2 審査の経過

令和6年3月27日、4月17日、5月13日、28日の4日間、委員会を開催し、上下水道課長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

① 条例改正の理由

災害発生時の被害軽減と将来にわたり安心して町水道を利用するためには

水道施設の更新及び耐震化を継続して行う必要があり、更新費用を賄う財源としては水道料金によることが適正である。

また、将来的な人口減少は避けられないものであり、水道料金の適正化を先送りすることは、将来世代への負担が増すことになる。

なお、現在の水道料金は、昭和59年4月1日より約40年間改定されていないことから、七飯町水道事業給水条例の一部を改正するものである。

② 条例改正の内容

水道料金における改定は<表1>のとおりである。

<表1> 水道料金改定表

用途	メーターの口径	基本料金(1箇月につき)		従量料金	
		改正前	改正後	改正前	改正後
一般用	13mm	8m ³ まで 1,250円	6m³まで 1,200円	8m ³ を超える	6m³を超える
	20mm	8m ³ まで 1,400円	6m³まで 1,350円	1m ³ につき	1m³につき
	25mm	8m ³ まで 2,800円	6m³まで 3,050円	120円	160円
	40mm	6,700円	9,000円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 160円
	50mm	11,000円	15,000円		
	75mm	23,500円	33,000円		
浴場用		100m ³ まで 6,700円	100m³まで 6,700円	100m ³ を超える 1m ³ につき 65円	100m³を超える 1m³につき 85円

- ・一般用の基本水量については、現在の「8 m³」から2 m³減の「6 m³」とする。また、基本料金のうち、メーター口径13 mmについては「1,250円」から50円減額し、「1,200円」に、メーター口径20 mmについては「1,400円」から50円減額し、「1,350円」に、メーター口径25 mmについては「2,800円」から250円増額し、「3,050円」に、メーター口径40 mmについては「6,700円」から2,300円増額し、「9,000円」に、メーター口径50 mmについては「11,000円」から4,000円増額し、「15,000円」に、メーター口径75 mmについては「23,500円」から9,500円増額し、「33,000円」とする。
- ・一般用の従量水量については、現在の「8 m³を超える」から2 m³減の「6 m³を超える」とする。また、従量料金については1 m³につき現在の「120円」から40円増額し、「160円」とする。
- ・浴場用の基本料金に変更はないが、従量料金については100 m³を超える1 m³につき現在の「65円」から20円増額し、「85円」とする。

・附則には、改正後の条例の施行日を令和7年4月1日としている。

③ 水道料金の改定による推計

一般家庭（口径20mm）で1ヶ月20m³を使用した場合の条例改正前の水道料金は2,840円で、条例改正後は3,590円となり、750円の増額となる。

また、条例改正した場合の増収見込額については、令和5年度決算における水道使用量を用いた推計では、1年間で約9,800万円程度の増収となる。

④ 水道料金改定の周知

水道事業の現状周知等については、町広報紙において令和5年8月号から11月号まで4回に亘り掲載している。また、地域説明会を令和6年1月から3月の期間で<表2>のとおり13回開催している。その他、企業等を訪問し、町民や団体等への周知が行われている。

今後、水道料金改定についても、町広報紙や町ホームページ、検針時のチラシ配布において周知を徹底する予定である。

<表2>水道事業の現状等に関する地域説明会実施状況

実施日時	実施会場
令和6年1月 9日（火）14:00～15:30	大川コミュニティセンター
1月10日（水）14:00～15:30	大中山コモン
1月12日（金）10:00～11:30	七飯町文化センター
1月13日（土）10:00～11:30	大中山コモン
1月13日（土）14:00～16:00	七飯町文化センター
1月15日（月）10:00～11:30	峠下公民館
1月17日（水）14:00～16:10	軍川振興会館
1月18日（木）10:00～12:00	大沼多目的会館
1月19日（金）14:00～15:30	上藤城会館
2月 5日（月）14:50～15:15	J A新はこだて七飯支店会議室
2月28日（水）15:00～16:00	役場（商工会女性部）
3月13日（水）19:00～20:00	商工会会議室（商工会青年部）
3月28日（木）10:00～12:00	役場（新日本婦人の会七飯支部）

委員からは、一般家庭における近隣市町との水道料金の比較や、水道料金の見

直しを行わなかった場合の今後の人口推計による後年時の町民負担について質疑があった。

町から提出された料金改定後の近隣市町との口径ごとの水道料金の比較は〈表3〉のとおりである。また、将来的な人口減少は避けられず、今回、水道料金の見直しを行わなかった場合は、後世に重い負担を強いることが判明した。

〈表3〉近隣市町との口径ごとの水道料金の比較（料金改定後）

口径	水量 10 m ³ の使用料				水量 20 m ³ の使用料				水量 30 m ³ の使用料			
	A市	B市	C町	七飯	A市	B市	C町	七飯	A市	B市	C町	七飯
13 mm	1,210	710	1,764	1,840	2,510	1,780	3,944	3,440	3,810	3,170	6,124	5,040
20 mm	1,280	1,110	2,182	1,990	2,580	2,180	4,362	3,590	3,880	3,570	6,542	5,190

(※ 1ヶ月あたり一般家庭で主に使用している口径13mm及び20mmを比較)

今回の水道料金改定において、町より次のとおり発言があった。

昭和59年4月1日から現行の水道料金になっていますが、40年間、水道事業の料金体系の見直しを進めていなかったことに対してお詫び申し上げます。今後は国からの通知にあります通り中長期的な経営の基本計画となり経営戦略の見直し期間であります3～5年毎に水道料金の見直しは毎年取り組みますが、実際の料金の改定につきましては、町民をはじめとする七飯町議会と慎重に協議の上、進めてまいりたいと考えております。

今の事業計画につきましては、今後10年間の事業の積算でございます。これらに対して必要となる料金・企業債等を総合的に勘案して水道料金を改定させて頂いております。ただし、今までは公営企業の独立採算の基、経営させていただいておりますが、計画以上に必要となる場合の事業費に対しては、一般会計からの繰入並びに国庫補助等の他、更なる事業の効率化・経費の削減等を踏まえて、今後10年間の事業を実施させていただき、将来世代、特に若い世代に対して最大限の配慮をし、将来の負担を1円でも多く減らすための経営に努めてまいりたいと考えておりますので、この度の料金改定にご理解いただきますようお願いいたします。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、この度の水道料金の改定は、災害発生時の被害軽減と水道施設の更新及び耐震化を継続して行うため、また、後世に重い負担を残さないために必要であることから、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

付帯意見

当委員会では原案のとおり可決すべきものと決定したが、委員会の総意として以下のとおり意見を付す。

約40年間、水道料金の改定が行われなかったため、今回大幅な値上げを行わなければ後世に重い負担を強いることになり大変遺憾である。人口減少が避けられない中、将来世代に一層の負担を残さないためにも、今回の料金改定は致し方無いとの判断に至った。

今後、水道施設を整備するにあたって、国庫補助金や有利な起債等の活用を徹底し、可能な限り経費の圧縮を図ること、また、町の移住・定住施策を通して人口減少対策を含めた水道事業計画を作成することを強く望むものである。